



入居募集

旭日団地



新日の出団地



宮下団地



沢木団地



潮見団地



魚田団地



幌内団地



すもっとうむ



●町営住宅

	団地名	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
新規	旭日	3LDK	平成 5 年	1	21,000 円 ~ 48,400 円	不可
	新日の出	2LDK	平成 25 年	1	21,600 円 ~ 49,700 円	不可
	宮下	3LDK	昭和 59 年	1	13,400 円 ~ 21,200 円	不可
継続	沢木	2LDK	平成 23 年	1	18,800 円 ~ 43,100 円	可
	旭日	3LDK	平成 10 年	1	23,600 円 ~ 54,300 円	不可
	新日の出	2LDK	平成 26 年	1	22,000 円 ~ 50,500 円	不可
	潮見	3LDK	昭和 62 年	1	17,400 円 ~ 40,000 円	不可
	魚田	3DK	昭和 52・53 年	3	9,100 円 ~ 17,700 円	可
	幌内	3LDK	昭和 51 年	2	7,800 円 ~ 14,400 円	可

●すもっとうむ (新規募集)

間取り	建築年	戸数	家賃	単身
1LDK	平成 28 年	1	34,000 円	専用

12で除したものです。  
※裁量世帯とは、高齢者世帯（60歳以上）、高齢者と18歳未満の世帯、障がい者（障がいの程度による）がいる世帯、乳幼児がいる世帯、婚姻後2年以内で夫婦ともに35歳未満の世帯（小学生以下の児童がいる場合も可）などです。

●すもっとうむ

雄武町内で就労している、または就労予定であること。（雇用証明書の提出が必要です）

申込方法

役場備え付けの申込用紙に入居する人の住民票を添えて提出してください。  
30年1月1日に他市町村において住民登録されていた人は当該市町村で発行される市町村民税課税証明書、所得証明書などの直近1年分の所得が分かるものと、納税証明書も合わせて提出してください。  
申し込みの際は、マイナンバーカードまたは通知カードを持参してください。

選考方法

申込者多数のときは、住宅困難度の高い人から入居決定し、困難度が同じ場合は抽選とします。  
※住宅の情報は、ホームページでも公開しています。申込用紙もダウンロードできます。

http://www.town.ounu.hokkaido.jp/

※住宅使用料のお支払いには、便利な口座振替が利用できます。

応募締切 4月15日(月)

新規 4月15日(月)

※問い合わせ時に募集を終了している場合があります。

問税財管理課管財係

税金

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧が始まります。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧とは、固定資産税の納税者の人が、本人の所有する土地や家屋の価格と、雄武町内のほかの土地や家屋の価格を比較できる制度です。

縦覧期間 5月31日(木)まで

縦覧時間 9時～17時まで（土日および祝日を除く）

縦覧場所 役場税財管理課窓口

縦覧のできる人

雄武町内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者本人または代理人（委任状または同意書が必要）

問税財管理課課税係



世界自閉症啓発デー

毎年4月2日は国連が定める「世界自閉症啓発デー」です。

日本では4月2日～8日を発達障害啓発週間とし、理解を広げるシンポジウムの開催やブルーライトアップなどの活動を各地で行っています。

ブルーは、癒しや希望などを現す色です。世界自閉症啓発デー日本実行委員会は、青（ブルー）を自閉症や発達障害を理解していただくためのシンボルカラーとして使用しています。

自閉症をはじめとする発達障害について知っていただくこと、理解をしていただくことは、発達障害のある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながります。「世界自閉症啓発デー」を契機として、自閉症をはじめとする発達障害への理解を深めていただくようお願いいたします。

問保健福祉課保健係



information

オホーツク紋別空港 利用助成制度を実施します

オホーツク紋別空港の利用促進、観光振興などを目的として創設しました「雄武町オホーツク紋別空港利用促進助成制度」を本年度も実施します。（2020年3月31日搭乗分まで）助成額は、町民は片道1万円、往復2万円。親戚知人や観光客など道外からの町内宿泊者と、町外から雄武町に通勤している人への助成は片道5千円、往復1万円です。

なお、助成額よりも割安な航空運賃プランを利用した場合は、航空運賃プランの額と同額を助成します。

申請方法は、紋別～羽田間の航空機搭乗後60日以内に役場窓口へ申請書を提出してください。

申請の際に必要なものは次のとおりです。

- ①申請用紙（役場窓口、町ホームページから入手できます）
- ②搭乗者名が記載された「ご搭乗案内」（ピンク色）もしくは搭乗証明書  
※「搭乗券」（水色）は利用できません
- ③申請者と搭乗者それぞれの運転免許証、健康保険証の写しなど住所記載の公的身分証明書
- ④印鑑、口座番号が分かるもの
- ⑤申請者と搭乗者が異なる場合（親子・親族関係に限る）は、続柄関係が分かる戸籍証明や住民票

対象者	助成額
・雄武町民 ・町外から雄武町に通学している人 ・親権者が雄武町民で、町外の学校に通学している人	・片道利用・・・10,000円 ・往復利用・・・20,000円
・道外在住者で町内の宿泊施設や親戚知人宅に宿泊した人 ・町外から雄武町に通勤している人	・片道利用・・・5,000円 ・往復利用・・・10,000円

※満3歳以上12歳未満のお子様で、小児運賃の適用を受けた場合は、上記金額の半額となります。  
※助成額よりも割安な航空運賃プランを利用した場合は、航空運賃プランの額と同額を助成します。

問財務企画課企画調整係